

[ 記 入 例 ]

(この届書に添付する書類)

この届には「被保険者報酬月額算定基礎届総括表」を添付すること。

この届書は、7月1日から7月10日までに提出してください。

届書種別	被保険者の記号
適 6	0 1 2 3

⑦健康保険被保険者の番号	①被保険者の氏名			⑧生年月日	⑨種別	④⑤従前の標準報酬月額		⑥従前の改定月・原因
報酬月額						②支払基礎日数17日以上 の月の報酬月額の総計	③適用年月	⑩備考 ・遡及支払額 ・昇(降)給差の月額 ・昇(降)給月
算定基礎月 ⑦の報酬支払 基礎日数	⑦金銭(通貨)に よるものの額		⑧現物による ものの額	⑨合 計		④平均額	⑤修正平均額	
被保険者の番号	氏名			⑧昭5 平7	⑨2・3 5・6・7	健保の従前 千円	厚年の従前 千円	※年 月
123456	健康健二			420630	2・3 5・6・7	0530		
4月30日	510,000	15,100	525,100	1,575,300	0109			通勤定期券
5月31日	510,000	15,100	525,100	525,100				
6月30日	510,000	15,100	525,100	0530				
7654321	広場保子			600508	2・3 5・6・7	0160		
4月15日	144,000	0	144,000	344,000	0109			通勤定期券
5月21日	168,000	0	168,000	172,000				
6月22日	176,000	0	176,000	0170				

(記入の方法)

- ⑦欄の昭5・平7の文字は、該当する事項を○印で囲みます。
- ④⑤欄の「健保の従前」欄には、従前の標準報酬月額を記入します。  
なお、標準報酬月額が4桁に満たないものについては、前に0を記入して4桁とします。
- ②欄には、4月、5月、6月に支払われた給与の支払の基礎になった日数を記入します。  
(注)月給者の場合は、その月の日数(給与計算締切日単位の日数)  
日給者の場合は、稼働日数
- ⑦欄には、4月、5月、6月に支払われた報酬のうち、金銭通貨で支払われた額を記入します。  
(注)報酬とは、賃金、給与、俸給、手当(残業手当、通勤手当なども含まれます。)賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働の対償として受けたすべてのもののことです。  
ただし、臨時に受けたもの及び年3回以下で支払われる賞与は除かれます。
- ⑩欄には、4月、5月、6月に支払われた報酬のうち、通勤定期乗車券(回数券)、食事、住宅及び被服など、現物で支給されたものを通貨に換算して記入します。現物で支給される食事や住宅は、厚生労働大臣が定めた標準価額にもとづいて算入します。  
なお、該当しないときは、0を記入します。
- ⑨欄には、⑦欄+⑧欄の合計額を、それぞれの欄に記入します。
- ②欄には、4月、5月、6月のうち、支給基礎日数が17日以上月の⑨欄(合計額)の総計を記入します。
- ③欄には、この届により標準報酬月額が決定される年を記入します。  
なお、決定される年が1桁の場合は、前に0を記入して2桁とします。
- ④欄には、②欄(総計)の額を、支払基礎日数が17日以上月の数で除して得た平均額を記入します。円位未満は切捨てとなります。
- ⑤欄「遡及支払額」には、4月、5月、6月の各月に受けた報酬月額のかなに、さかのぼって昇給したことなどによる昇給差額や、3月分以前の遅払分が含まれている場合に、その額を記入します。
- ⑥欄の「昇(降)給差の月額」には、昇(降)給により増(減)額された額の月額を記入します。
- ⑥欄の「昇(降)給月」には、昇(降)給または遡及分の支払が行われた年月を記入します。
- ⑥欄には、3月以前分の「遡及支払」がある場合にはつぎの算定によって計算した額を記入します。  
ただし、⑥欄の「遡及支払額」に記入した金額がないときは、この欄の記入は必要ありません。
- ④⑤欄の「健保の決定」欄には、④欄の金額(⑤欄に記載されている金額があるときは、⑤欄の金額)を「標準報酬月額等級区分表」(健康保険法第40条)にあてはめて得られた標準報酬月額を記入します。  
なお、標準報酬月額が4桁に満たないものについては、前に0を記入して4桁とします。
- ⑩欄の備考欄には、次の事項を記入します。
  - ⑦欄に記入したときは、その現物の名称。
  - ⑨欄の金額の中に年4回以上にわたって支払われる賞与が含まれているときは、前1年間の賞与の支給月と1ヶ月当たりの平均支給額。
  - ⑨欄の金額にストライキによる賃金カットされた金額があるときは、その旨、その月、日数及びカット率。
  - ⑨欄の金額に低額の休職給があるときは、その旨、その月及び支給率。
  - 長期欠勤者があるときは、その旨と欠勤を始めた年月日。
  - 4月、5月中途取得のときは、その旨と資格取得年月日。
  - 健康保険法第118条第1項に該当している者があるときは、「健康保険法第118条第1項該当」の旨。
  - 休職給がある場合は、その旨と期間。
  - 育児休業の場合は、その旨と期間。